泉大津市議会平成31年第１回定例会会議事項

（平成31年２月26日）

会　　議　　事　　項

種　別	番　号	事　　件　　名	ページ
報　告	１	平成２９年度健全化判断比率報告の件	１
同	２	平成２９年度資金不足比率報告の件	３
議　案	１	泉大津市生産緑地地区の区域の規模に関する条例制定の件	５
同	２	泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の件	９
同	３	泉大津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	１３
同	４	泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件	１９
同	５	泉大津市都市公園条例の一部改正の件	２９
同	６	泉大津市立総合体育館条例の一部改正の件	３９
同	７	泉大津市立テニスコート条例の一部改正の件	４９
同	８	泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	５９
同	９	泉大津市公共下水道汐見夕凪幹線の建設工事委託に関する基本協定の一部変更の件	６５
同	１０	平成３０年度泉大津市一般会計補正予算の件	７１
同	１１	平成３０年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	１２７
同	１２	平成３０年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	１４７
同	１３	平成３０年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	１６３
同	１４	平成３０年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算の件	１７３

種　別	番　号	事　　件　　名	ページ
議　案	１５	平成３０年度泉大津市水道事業会計補正予算の件	１９９
同	１６	平成３０年度泉大津市病院事業会計補正予算の件	２１３
同	１７	平成３１年度泉大津市一般会計予算の件	別　冊
同	１８	平成３１年度泉大津市土地取得事業特別会計予算の件	同
同	１９	平成３１年度泉大津市国民健康保険事業特別会計予算の件	同
同	２０	平成３１年度泉大津市介護保険事業特別会計予算の件	同
同	２１	平成３１年度泉大津市後期高齢者医療特別会計予算の件	同
同	２２	平成３１年度泉大津市下水道事業特別会計予算の件	同
同	２３	平成３１年度泉大津市水道事業会計予算の件	同
同	２４	平成３１年度泉大津市病院事業会計予算の件	同

報告第１号

平成 29 年度健全化判断比率報告の件

平成２９年度健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、市議会に報告する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	13.7	91.8

備考　実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため、「－」と表記している。

報告第２号

平成 29 年度資金不足比率報告の件

平成２９年度資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、市議会に報告する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	－
水道事業会計	－
病院事業会計	8.6

備考　資金不足がない会計については、「－」と表記している。

議案第１号

泉大津市生産緑地地区の区域の規模に関する条例制定の件

泉大津市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）が改正され、従前の生産緑地地区の面積要件に代えて、生産緑地法施行令（昭和４９年政令第２８５号）で定める基準に従い、条例で生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めることができるとされたことに伴い、都市農地が有する多面的な機能の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資するため、本市における生産緑地地区の面積要件を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号。以下「法」という。）第３条第２項の規定に基づき、泉大津市における生産緑地地区の区域の規模について定めるものとする。

（生産緑地地区の区域の規模）

第２条　法第３条第２項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、３００平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

泉大津市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）要綱

本条例（案）は、生産緑地法（以下「法」という。）が改正され、従前の生産緑地地区の面積要件（５００平方メートル以上）に代えて、生産緑地法施行令で定める基準に従い、条例で生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めることができるとされたことに伴い、都市農地が有する多面的な機能の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資するため、本市における生産緑地地区の面積要件を定めるものであること。

１　趣旨

法第３条第２項の規定に基づき、泉大津市における生産緑地地区の区域の規模について定めるものであること。（第１条）

２　生産緑地地区の区域の規模

法第３条第２項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、３００平方メートル以上の規模の区域であることとするものであること。（第２条）

３　附則に関する事項

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

議案第２号

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の件

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

国家公務員において、時間外勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置が講じられることに伴い、本市職員についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例（平成７年泉大津市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

３　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市職員の勤務時間等に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第７条　（略） ２　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。 ３　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第７条　（略） ２　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

議案第３号

泉大津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第４８号）等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年泉大津市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１１５条の４６第４項」を「第１１５条の４６第５項」に改める。

第４条第１項第３号中「第１４０条の６８第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

泉大津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第５項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な人員及び運営に関する基準を定めるものとする。 （地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 ⑴及び⑵　（略） ⑶　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。次項において「省令」という。）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門	（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第４項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な人員及び運営に関する基準を定めるものとする。 （地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 ⑴及び⑵　（略） ⑶　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。次項において「省令」という。）第１４０条の６８第１項に規定する主任介護支援専門員研

改　　正　　案	現　　行
員をいう。）その他これに準ずる者　１人 ２　（略）	修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　１人 ２　（略）

議案第４号

泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成３１年政令第１５号）の公布に伴い、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準について所要の改正を行うとともに、大阪府の標準保険料率の改正により、府内の保険料算定ルールに基づき算定された市町村ごとの標準保険料率が示されたことに伴い、基礎賦課限度額並びに一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市国民健康保険料条例（昭和５１年泉大津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「１００分の７．９８」を「１００分の８．２８」に改め、同項第２号中「２７，３１１円」を「２８，７２２円」に改め、同項第３号ア中「２９，６６８円」を「３０，７３８円」に改める。

第５条の５中「５４万円」を「５８万円」に改める。

第５条の５の５第１項第１号中「１００分の２．６９」を「１００分の２．４９」に改め、同項第２号中「９，１７８円」を「８，５７７円」に改め、同項第３号ア中「９，９７０円」を「９，１７９円」に改める。

第５条の９第１項第１号中「１００分の２．３２」を「１００分の２．３９」に改め、同項第２号中「１７，０６２円」を「１７，７０４円」に改める。

第９条第１項第２号中「２７５，０００円」を「２８万円」に改め、同項第３号中「５０万円」を「５１万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の泉大津市国民健康保険料条例の規定は、平成３１年度分の国民健康保険料から適用し、平成３０年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（参　考）

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例（案）要綱

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準について所要の改正を行うとともに、大阪府の標準保険料率の改正により、府内の保険料算定ルールに基づき算定された市町村ごとの標準保険料率が示されたことに伴い、基礎賦課限度額並びに一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率について所要の改正を行うものであること。

１　国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う改正

国民健康保険料を軽減する所得判定基準について、次のとおり改めるものであること。（第９条第１項関係）

⑴　５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を、２７５，０００円から２８万円に引き上げるものであること。

⑵　２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を、５０万円から５１万円に引き上げるものであること。

２　大阪府の標準保険料率の改正に伴う改正

⑴　基礎賦課限度額

基礎賦課限度額を、５４万円から５８万円に引き上げるものであること。（第５条の５関係）

⑵　保険料率

ア　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。（第５条第１項関係）

区　分	改 正 案	現　行
所得割	８．２８％	７．９８％
均等割	２８，７２２円	２７，３１１円
平等割（※）	３０，７３８円	２９，６６８円

※　特定世帯又は特定継続世帯を除く。

イ　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。（第５条の５の５第１項関係）

区　分	改 正 案	現　行
所得割	２．４９％	２．６９％
均等割	８，５７７円	９，１７８円
平等割（※）	９，１７９円	９，９７０円

※　特定世帯又は特定継続世帯を除く。

ウ　介護納付金賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。（第５条の９第１項関係）

区　分	改 正 案	現　行
所得割	２．３９％	２．３２％
均等割	１７，７０４円	１７，０６２円

３　附則に関する事項

⑴　施行期日

この条例（案）は、平成３１年４月１日から施行するものであること。（附則第１項）

⑵　適用区分

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。（附則第２項）

泉大津市国民健康保険料条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第５条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　所得割　１００分の８．２８ ⑵　被保険者均等割　一般被保険者１人につき２８，７２２円 ⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　１世帯につき３０，７３８円 イ　特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限	（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第５条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 ⑴　所得割　１００分の７．９８ ⑵　被保険者均等割　一般被保険者１人につき２７，３１１円 ⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　１世帯につき２９，６６８円 イ　特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限

改　正　案	現　行
る。以下「特定世帯」という。） アの額に２分の１を乗じて得た額 ウ　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に４分の３を乗じて得た額	る。以下「特定世帯」という。） アの額に２分の１を乗じて得た額 ウ　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に４分の３を乗じて得た額
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（基礎賦課限度額） 第５条の５　第３条又は第５条の２の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第３条の基礎賦課額と第５条の２の基礎賦課額との合算額をいう。第８条及び第９条において同じ。）は、５８万円を超えることができない。	（基礎賦課限度額） 第５条の５　第３条又は第５条の２の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第３条の基礎賦課額と第５条の２の基礎賦課額との合算額をいう。第８条及び第９条において同じ。）は、５４万円を超えることができない。
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第５条の５の５　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第５条の５の５　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

改　正　案	現　行
⑴　所得割　１００分の２．４９	⑴　所得割　１００分の２．６９
⑵　被保険者均等割　一般被保険者１人につき８，５７７円	⑵　被保険者均等割　一般被保険者１人につき９，１７８円
⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額	⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額
ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　１世帯につき９，１７９円	ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　１世帯につき９，９７０円
イ　特定世帯　アの額に２分の１を乗じて得た額	イ　特定世帯　アの額に２分の１を乗じて得た額
ウ　特定継続世帯　アの額に４分の３を乗じて得た額	ウ　特定継続世帯　アの額に４分の３を乗じて得た額
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（介護納付金賦課額の保険料率）	（介護納付金賦課額の保険料率）
第５条の９　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第５条の９　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
⑴　所得割　１００分の２．３９	⑴　所得割　１００分の２．３２
⑵　被保険者均等割　介護納付金賦課被保険者１人につき１７，７０４円	⑵　被保険者均等割　介護納付金賦課被保険者１人につき１７，０６２円
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（保険料の減額賦課）	（保険料の減額賦課）
第９条　次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第３条又は第５条の２の基礎賦課額から、それぞれ、当該	第９条　次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第３条又は第５条の２の基礎賦課額から、それぞれ、当該

改　正　案	現　行
各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第５条の５に定める賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。	各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第５条の５に定める賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、２８万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、２７５，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア及びイ　（略）	ア及びイ　（略）
⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と	⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

改　正　案	現　行
区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に５１万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ　（略）	区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に５０万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）

議案第５号

泉大津市都市公園条例の一部改正の件

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

本市公園の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するものに公園等の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び利用料金等について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市都市公園条例（昭和４７年泉大津市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１８条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第１８条　市長は、公園の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園、公園施設及び有料公園施設（以下「公園等」という。）の管理を行わせることができる。

第１９条を第２３条とし、第１８条の次に次の４条を加える。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第１９条　前条の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

⑴　有料公園施設の使用許可、第３条第１項の行為の許可その他の公園等の運営に関する業務

⑵　公園等の維持管理に関する業務

⑶　公園等の利用を促進するために必要な業務

⑷　第６条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務

⑸　前各号に掲げるもののほか、公園等の管理上、市長が必要と認める業務

（利用料金等）

第２０条　市長は、指定管理者に公園等の管理を行わせる場合は、公園等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第１０条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　利用料金の額は、第１０条に定める使用料等の範囲内で、あらかじめ市長の承

認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

5　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができる。

6　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第２１条　指定管理者が公園等の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に公園等の管理を行わなければならない。

2　有料公園施設の公開期間及び使用時間（次項において「公開期間等」という。）は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3　前条第４項の規定は、前項の規定により指定管理者が公開期間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第２２条　第１８条の規定に基づき指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、第３条、第５条、第６条、第７条第２項及び第３項並びに第１４条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、本市公園の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園、公園施設及び有料公園施設（以下「公園等」という。）の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び利用料金等について定めるものであること。

１　指定管理者による管理

市長は、公園の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に公園等の管理を行わせることができるものであること。（第１８条関係）

２　指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に公園等の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとするものであること。（第１９条関係）

⑴　有料公園施設の使用許可、第３条第１項の行為の許可その他の公園等の運営に関する業務

⑵　公園等の維持管理に関する業務

⑶　公園等の利用を促進するために必要な業務

⑷　公園の利用の禁止又は制限に関する業務

⑸　上記のほか、公園等の管理上、市長が必要と認める業務

３　利用料金等

⑴　市長は、指定管理者に公園等の管理を行わせる場合は、公園等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができるものであること。（第２０条第１項関係）

⑵　指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、使用料等に関する規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないものであること。（第２０条第２項関係）

⑶　利用料金の額は、使用料等の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定

管理者が定めるものであること。（第２０条第３項関係）

⑷　市長は、指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものであること。（第２０条第４項関係）

⑸　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができるものであること。（第２０条第５項関係）

⑹　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるものであること。（第２０条第６項関係）

⑺　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができるものであること。（第２０条第７項関係）

４　指定管理者が行う管理の基準

⑴　指定管理者が公園等の管理を行う場合において、指定管理者は、泉大津市都市公園条例及び同条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に公園等の管理を行わなければならないものであること。（第２１条第１項関係）

⑵　有料公園施設の公開期間及び使用時間（以下「公開期間等」という。）は、市長の承認を得て指定管理者が定めるものであること。また、指定管理者が公開期間等を定めたときは、速やかにこれを公告するものであること。（第２１条第２項及び第３項関係）

５　指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者に公園等の管理を行わせる場合における読替規定を定めるものであること。（第２２条関係）

６　施行期日

この条例（案）は、平成３１年４月１日から施行するものであること。

泉大津市都市公園条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（指定管理者による管理） 第１８条　市長は、公園の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園、公園施設及び有料公園施設（以下「公園等」という。）の管理を行わせることができる。 （指定管理者に行わせる業務の範囲） 第１９条　前条の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。 ⑴　有料公園施設の使用許可、第３条第１項の行為の許可その他の公園等の運営に関する業務 ⑵　公園等の維持管理に関する業務 ⑶　公園等の利用を促進するために必要な業務 ⑷　第６条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務 ⑸　前各号に掲げるもののほか、公園等の管理上、市長が必要と認める業務	第１８条　削除

改　正　案	現　行
（利用料金等） 第２０条　市長は、指定管理者に公園等の管理を行わせる場合は、公園等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。 ２　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第１０条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 ３　利用料金の額は、第１０条に定める使用料等の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 ４　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。 ５　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができる。 ６　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 ７　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。	

改　正　案	現　行
（指定管理者が行う管理の基準） 第２１条　指定管理者が公園等の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に公園等の管理を行わなければならない。 ２　有料公園施設の公開期間及び使用時間（次項において「公開期間等」という。）は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 ３　前条第４項の規定は、前項の規定により指定管理者が公開期間等を定めた場合について準用する。 （指定管理者による管理の場合の読替え） 第２２条　第１８条の規定に基づき指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、第３条、第５条、第６条、第７条第２項及び第３項並びに第１４条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 第２３条　（略）	第１９条　（略）

議案第６号

泉大津市立総合体育館条例の一部改正の件

泉大津市立総合体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

泉大津市立総合体育館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するものに総合体育館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び利用料金等について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市立総合体育館条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市立総合体育館条例（昭和５９年泉大津市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「レクリェーション」を「レクリエーション」に改める。

第１５条を第２０条とし、第１４条の次に次の５条を加える。

（指定管理者による管理）

第１５条　委員会は、体育館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育館の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第１６条　前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

⑴　体育館の使用の許可その他の体育館の運営に関する業務

⑵　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの推進を図るとともに市民の生活の向上に資するための事業の実施等に関する業務

⑶　体育館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務

⑷　前３号に掲げるもののほか、体育館の管理上、委員会が必要と認める業務

（利用料金等）

第１７条　市長は、指定管理者に体育館の管理を行わせる場合は、体育館及び駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第８条及び第１２条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　利用料金の額は、別表及び第１２条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市

長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

5　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができる。

6　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第１８条　指定管理者が体育館の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に体育館の管理を行わなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第１９条　第１５条の規定に基づき指定管理者に体育館の管理を行わせる場合においては、第５条第１項及び第２項、第６条、第７条並びに第１１条中「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市立総合体育館条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、泉大津市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に総合体育館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び利用料金等について定めるものであること。

１　指定管理者による管理

教育委員会は、総合体育館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に総合体育館の管理を行わせることができるものであること。（第１５条関係）

２　指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとするものであること。（第１６条関係）

⑴　総合体育館の使用の許可その他の総合体育館の運営に関する業務

⑵　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの推進を図るとともに市民の生活の向上に資するための事業の実施等に関する業務

⑶　総合体育館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務

⑷　上記のほか、総合体育館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

３　利用料金等

⑴　市長は、指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合は、総合体育館及び駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができるものであること。（第１７条第１項関係）

⑵　指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、使用料に関する規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないものであること。（第１７条第２項関係）

⑶　利用料金の額は、使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものであること。（第１７条第３項関係）

⑷　市長は、指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものであること。（第１７条第４項関係）

⑸　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができるものであること。（第１７条第５項関係）

⑹　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるものであること。（第１７条第６項関係）

⑺　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができるものであること。（第１７条第７項関係）

４　指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が総合体育館の管理を行う場合において、指定管理者は、泉大津市立総合体育館条例及び同条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に総合体育館の管理を行わなければならないものであること。（第１８条関係）

５　指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合における読替規定を定めるものであること。（第１９条関係）

６　施行期日

この条例（案）は、平成３１年４月１日から施行するものであること。

泉大津市立総合体育館条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（設置） 第１条　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るとともに市民生活の向上に資するため、本市に総合体育館を設置する。 （指定管理者による管理） 第１５条　委員会は、体育館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育館の管理を行わせることができる。 （指定管理者に行わせる業務の範囲） 第１６条　前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。 ⑴　体育館の使用の許可その他の体育館の運営に関する業務 ⑵　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの推進を図るとともに市民の生活の向上に資するための事業の実施等に関する業務 ⑶　体育館の施設、附属設備その他	（設置） 第１条　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るとともに市民生活の向上に資するため、本市に総合体育館を設置する。

改　正　案	現　行
器具備品等の維持管理に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、体育館の管理上、委員会が必要と認める業務 （利用料金等） 第１７条　市長は、指定管理者に体育館の管理を行わせる場合は、体育館及び駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。 ２　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第８条及び第１２条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 ３　利用料金の額は、別表及び第１２条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 ４　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。 ５　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすること	

改　正　案	現　行
ができる。 ６　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 ７　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （指定管理者が行う管理の基準） 第１８条　指定管理者が体育館の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に体育館の管理を行わなければならない。 （指定管理者による管理の場合の読替え） 第１９条　第１５条の規定に基づき指定管理者に体育館の管理を行わせる場合においては、第５条第１項及び第２項、第６条、第７条並びに第１１条中「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。	
第２０条　（略）	第１５条　（略）

議案第７号

泉大津市立テニスコート条例の一部改正の件

泉大津市立テニスコート条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

泉大津市立テニスコートの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するものにテニスコートの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び利用料金等について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市立テニスコート条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市立テニスコート条例（昭和５４年泉大津市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１０条を第１５条とし、第９条の次に次の５条を加える。

（指定管理者による管理）

第１０条　教育委員会は、テニスコートの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にテニスコートの管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第１１条　前条の規定により指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

⑴　テニスコートの使用の許可その他のテニスコートの運営に関する業務

⑵　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの推進を図るとともに市民の生活の向上に資するための事業の実施等に関する業務

⑶　テニスコートの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務

⑷　前３号に掲げるもののほか、テニスコートの管理上、教育委員会が必要と認める業務

（利用料金等）

第１２条　市長は、指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合は、テニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第６条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　利用料金の額は、第６条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を

得て、指定管理者が定めるものとする。

4　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

5　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができる。

6　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第１３条　指定管理者がテニスコートの管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にテニスコートの管理を行わなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第１４条　第１０条の規定に基づき指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合においては、第３条、第４条及び第５条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市立テニスコート条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、泉大津市立テニスコート（以下「テニスコート」という。）の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にテニスコートの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び利用料金等について定めるものであること。

１　指定管理者による管理

教育委員会は、テニスコートの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者にテニスコートの管理を行わせることができるものであること。（第１０条関係）

２　指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとするものであること。（第１１条関係）

⑴　テニスコートの使用の許可その他のテニスコートの運営に関する業務

⑵　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの推進を図るとともに市民の生活の向上に資するための事業の実施等に関する業務

⑶　テニスコートの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務

⑷　上記のほか、テニスコートの管理上、教育委員会が必要と認める業務

３　利用料金等

⑴　市長は、指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合は、テニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができるものであること。（第１２条第１項関係）

⑵　指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、使用料に関する規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないものであること。（第１２条第２項関係）

⑶　利用料金の額は、使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものであること。（第１２条第３項関係）

⑷　市長は、指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものであること。（第１２条第４項関係）

⑸　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができるものであること。（第１２条第５項関係）

⑹　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるものであること。（第１２条第６項関係）

⑺　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができるものであること。（第１２条第７項関係）

４　指定管理者が行う管理の基準

指定管理者がテニスコートの管理を行う場合において、指定管理者は、泉大津市立テニスコート条例及び同条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にテニスコートの管理を行わなければならないものであること。（第１３条関係）

５　指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合における読替規定を定めるものであること。（第１４条関係）

６　施行期日

この条例（案）は、平成３１年４月１日から施行するものであること。

泉大津市立テニスコート条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（指定管理者による管理） 第１０条　教育委員会は、テニスコートの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にテニスコートの管理を行わせることができる。 （指定管理者に行わせる業務の範囲） 第１１条　前条の規定により指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。 ⑴　テニスコートの使用の許可その他のテニスコートの運営に関する業務 ⑵　市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの推進を図るとともに市民の生活の向上に資するための事業の実施等に関する業務 ⑶　テニスコートの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務 ⑷　前３号に掲げるもののほか、テニスコートの管理上、教育委員会	

改　正　案	現　行
が必要と認める業務 （利用料金等） 第１２条　市長は、指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合は、テニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。 ２　前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第６条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 ３　利用料金の額は、第６条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 ４　市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。 ５　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができる。 ６　指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 ７　指定管理者は、市長が定める基準	

改　正　案	現　行
に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （指定管理者が行う管理の基準） 第１３条　指定管理者がテニスコートの管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にテニスコートの管理を行わなければならない。 （指定管理者による管理の場合の読替え） 第１４条　第１０条の規定に基づき指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合においては、第３条、第４条及び第５条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。 第１５条　（略）	第１０条　（略）

議案第８号

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成３０年厚生労働省令第１５号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年泉大津市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第５号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件が改められることに伴い、所要の改正を行うものであること。

１　放課後児童支援員の資格要件の拡大

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の一部が改正され、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、国基準において、放課後児童支援員の資格要件の一つが次のように改正されることを受け、本市の基準においても同様の改正を行うものであること。（第１０条第３項第５号関係）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準新旧対照表

改　正　後	改　正　前
学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

２　施行期日

この条例（案）は、平成３１年４月１日から施行するものであること。

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ⑹～⑽　（略） ４及び５　（略）	（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑹～⑽　（略） ４及び５　（略）

議案第９号

泉大津市公共下水道汐見夕凪幹線の建設工事委託に関する基本協定の一部変更の件

平成２７年６月２４日議決に係る泉大津市公共下水道汐見夕凪幹線の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年泉大津市条例第６号）第２条の規定により、市議会の議決を求める。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

１　契 約 金 額　　変更前　１，１８０，０００，０００円
　　変更後　１，１５４，９１０，０００円

２　契約の相手方　　住　所　東京都文京区湯島二丁目３１番２７号
　　名　称　日本下水道事業団
　　代表者　理事長　辻　原　俊　博

（参　考）

変　更　理　由

泉大津市公共下水道汐見夕凪幹線の建設工事において、請負差金が生じたため、当該工事の完成前（工期は平成３１年３月３１日まで）に減額するものである。

位置図

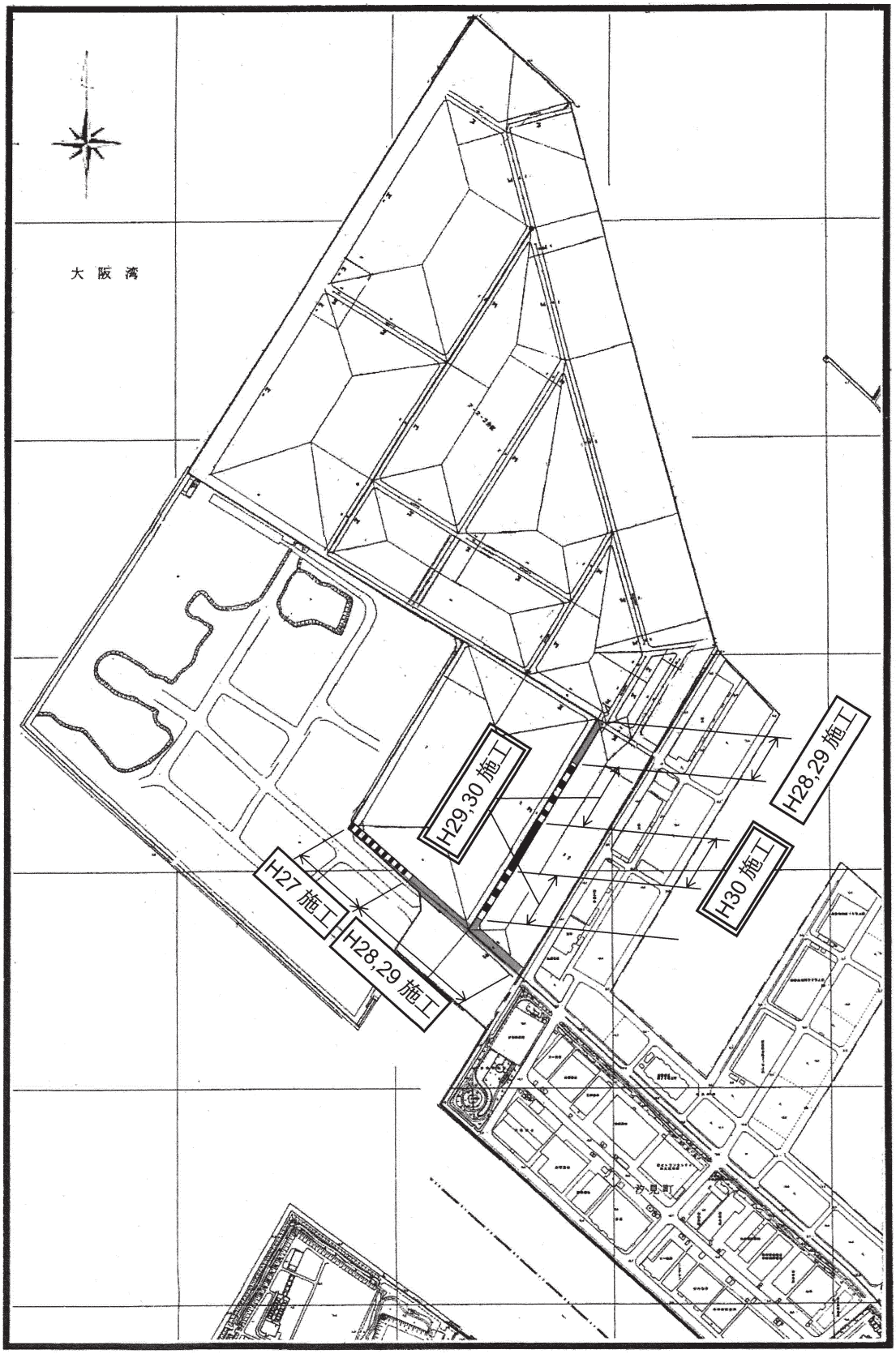

平成30年度泉大津市一般会計補正予算

（補正第７号）

議案第１０号

平成３０年度泉大津市一般会計補正予算

平成３０年度泉大津市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５４，８９５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，７８９，８００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加及び変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11　分担金及び負担金		142,594	9,978	152,572
	1　負担金	142,594	9,978	152,572
12　使用料及び手数料		426,503	△5,300	421,203
	1　使用料	302,619	△5,300	297,319
13　国庫支出金		5,294,758	△26,542	5,268,216
	1　国庫負担金	4,728,871	72,939	4,801,810
	2　国庫補助金	526,684	△99,481	427,203
14　府支出金		1,816,866	75,991	1,892,857
	1　府負担金	1,256,761	78,407	1,335,168
	2　府補助金	442,597	△1,173	441,424
	3　委託金	117,508	△1,243	116,265
15　財産収入		96,077	12	96,089
	1　財産運用収入	94,067	12	94,079
17　繰入金		674,202	15,556	689,758
	1　基金繰入金	644,733	△7,116	637,617
	2　特別会計繰入金	29,469	22,672	52,141

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
20　市債		2,033,399	△14,800	2,018,599
	1　市債	2,033,399	△14,800	2,018,599
歳　　入　　合　　計		27,734,905	54,895	27,789,800

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　議会費		269,674	△3,022	266,652
	1　議会費	269,674	△3,022	266,652
2　総務費		2,600,443	191,744	2,792,187
	1　総務管理費	2,067,256	193,338	2,260,594
	2　統計調査費	8,545	△2,328	6,217
	3　徴税費	239,965	△351	239,614
	5　選挙費	17,903	1,085	18,988
3　民生費		12,550,147	95,125	12,645,272
	1　社会福祉費	4,426,879	△6,248	4,420,631
	2　児童福祉費	4,017,399	48,393	4,065,792
	3　生活保護費	3,209,807	△11,000	3,198,807
	6　国民健康保険事業費	881,575	63,980	945,555
4　衛生費		2,760,609	△48,836	2,711,773
	1　保健衛生費	555,511	5,099	560,610
	2　清掃費	1,240,263	△53,935	1,186,328
6　商工費		93,559	△7,000	86,559

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1　商工費	93,559	△7,000	86,559
7　土木費		2,671,109	△150,053	2,521,056
	2　道路橋りょう費	418,450	△11,040	407,410
	4　都市計画費	556,665	△138,842	417,823
	5　下水道事業費	1,566,746	△173	1,566,573
	6　住宅費	35,921	2	35,923
8　消防費		759,320	456	759,776
	1　消防費	759,320	456	759,776
9　教育費		1,812,882	△26,060	1,786,822
	1　教育総務費	504,194	△9,298	494,896
	2　小学校費	449,854	△7,733	442,121
	3　中学校費	139,229	△5,316	133,913
	4　幼稚園費	280,370	5,000	285,370
	5　社会教育費	332,014	△5,823	326,191
	6　保健体育費	105,328	△2,890	102,438
11　諸支出金		753,250	1,275	754,525

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	2　上水道事業費	10,159	1,275	11,434
13　災害復旧費		420,950	1,266	422,216
	3　厚生労働施設災害復旧費	30,873	1,266	32,139
歳　　出　　合　　計		27,734,905	54,895	27,789,800

第２表 繰越明許費補正

追加

（単位:千円）

款	項	事業名	金額
２総務費	1総務管理費	市民会館跡地等活用事業	20,996
４衛生費	２清掃費	災害廃棄物処理事業	20,000
７土木費	4都市計画費	市民会館跡地等整備事業	11,569
		泉大津駅西地区周辺整備事業	25,724
		公園施設整備事業	37,359

変更

（単位:千円）

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
１３災害復旧費	3厚生労働施設災害復旧費	公園墓地災害復旧事業	5,580	6,846

第３表　地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
保育所施設整備事業費	補正前	千円 900	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又は銀行その他資金	20年以内	3年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	15,900	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上
交通安全施設整備事業費	補正前	13,800	同　上	同　上	同　上	同　上	5年以内	同　上	同　上
	補正後	19,300	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上
街路整備事業費	補正前	78,700	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上
	補正後	42,200	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上
公園墓地災害復旧事業費	補正前	5,500	同　上	同　上	同　上	10年以内	2年以内	同　上	同　上
	補正後	6,700	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上
（補正額）		△ 14,800							
補正前の額		2,033,399							
合　計		2,018,599							

平成30年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

（補正第７号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
11 分担金及び負担金	１４２，５９４
12 使用料及び手数料	４２６，５０３
13 国庫支出金	５，２９４，７５８
14 府支出金	１，８１６，８６６
15 財産収入	９６，０７７
17 繰入金	６７４，２０２
20 市債	２，０３３，３９９
歳　入　合　計	２７，７３４，９０５

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
９，９７８	１５２，５７２
△５，３００	４２１，２０３
△２６，５４２	５，２６８，２１６
７５，９９１	１，８９２，８５７
１２	９６，０８９
１５，５５６	６８９，７５８
△１４，８００	２，０１８，５９９
５４，８９５	２７，７８９，８００

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
1 議会費	269,674	△3,022
2 総務費	2,600,443	191,744
3 民生費	12,550,147	95,125
4 衛生費	2,760,609	△48,836
6 商工費	93,559	△7,000
7 土木費	2,671,109	△150,053
8 消防費	759,320	456
9 教育費	1,812,882	△26,060
11 諸支出金	753,250	1,275
13 災害復旧費	420,950	1,266
歳　　出　　合　　計	27,734,905	54,895

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
266,652				△3,022
2,792,187	△1,243	14,400	2,012	176,575
12,645,272	153,025	600	9,530	△68,030
2,711,773			1	△48,837
86,559				△7,000
2,521,056	△99,134	△31,000	44	△19,963
759,776	150			306
1,786,822	△3,349		△10,059	△12,652
754,525				1,275
422,216		1,200		66
27,789,800	49,449	△14,800	1,528	18,718

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 142,594	千円 9,978	千円 152,572

（款）　11 分担金及び負担金

（項）　1 負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 民生費負担金	139,822	9,978	149,800
計	142,594	9,978	152,572

補　正　前	補　正　額	計
千円 426,503	千円 △5,300	千円 421,203

（款）　12 使用料及び手数料

（項）　1 使用料

目	補正前の額	補　正　額	計
5 教育使用料	86,169	△5,300	80,869
計	302,619	△5,300	297,319

補　正　前	補　正　額	計
千円 5,294,758	千円 △26,542	千円 5,268,216

（款）　13 国庫支出金

（項）　1 国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 民生費国庫負担金	4,608,284	72,939	4,681,223

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	9,978	保育所費負担金現年度分

節		説明
区分	金額	
1 幼稚園使用料	△5,300	保育料

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	△1,875	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

（款） 11 分担金及び負担金　　（項） 1 負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	4,728,871	72,939	4,801,810

（項）　2　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
2　民生費国庫補助金	141,548	△1,748	139,800
5　土木費国庫補助金	193,425	△99,000	94,425
6　教育費国庫補助金	51,521	1,117	52,638
7　消防費国庫補助金	0	150	150
計	526,684	△99,481	427,203

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費負担金	67,626	児童扶養手当負担金 児童手当負担金 施設型給付費負担金	△7,240 △3,211 78,077
4 国民健康保険事業費負担金	7,188	国民健康保険基盤安定負担金	

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費補助金	485	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	
2 児童福祉費補助金	△2,233	子ども・子育て支援交付金	
1 土木費補助金	△99,000	社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金（自転車ネットワーク整備） 社会資本整備総合交付金（泉大津駅西地区周辺整備） 地籍調査補助金	△8,500 △12,345 △77,887 △268
4 社会教育費補助金	1,117	史跡等購入費国庫補助金	
1 消防費補助金	150	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金	

（款） 13 国庫支出金　　（項） 1 国庫負担金

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,816,866	千円 75,991	千円 1,892,857

（款） 14 府支出金

（項） 1 府負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 民生費府負担金	1,256,514	78,407	1,334,921
計	1,256,761	78,407	1,335,168

（項） 2 府補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
2 民生費府補助金	365,127	△1,039	364,088
6 土木費府補助金	2,293	△134	2,159
計	442,597	△1,173	441,424

（項） 3 委託金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費委託金	116,906	△1,243	115,663

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費負担金	22,925	児童手当負担金 施設型給付費負担金	△987 23,912
4 国民健康保険事業費負担金	58,800	国民健康保険基盤安定負担金	
5 後期高齢者医療事業費負担金	△3,318	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費補助金	△1,039	ひとり親家庭医療費等助成事業補助金 子ども・子育て支援交付金	1,194 △2,233
1 土木費補助金	△134	地籍調査補助金	

節		説明	
区分	金額		
2 統計調査費委託金	△2,328	工業統計調査委託金 住宅・土地統計調査委託金 漁業センサス委託金	△147 △2,118 △63
4 選挙費委託金	1,085	大阪府議会議員選挙委託金	

（款） 14 府支出金　　（項） 1 府負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	117,508	△1,243	116,265

補　正　前	補　正　額	計
千円 96,077	千円 12	千円 96,089

（款）　15 財産収入

（項）　1 財産運用収入

目	補正前の額	補　正　額	計
1 利子及び配当金	3,168	12	3,180
計	94,067	12	94,079

補　正　前	補　正　額	計
千円 674,202	千円 15,556	千円 689,758

（款）　17 繰入金

（項）　1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
3 人材育成基金繰入金	5,815	△3,201	2,614
7 八木稔すこやか基金繰入金	7,332	△448	6,884
10 佐野幸子基金繰入金	9,786	△3,467	6,319

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

節		説明	
区分	金額		
1 利子及び配当金	12	財政調整基金利子収入 地域環境基金利子収入 泉大津市営住宅整備基金利子収入 泉大津市ふるさと応援基金利子収入 泉大津市公共施設整備基金利子収入	4 1 2 2 3

節		説明
区分	金額	
1 人材育成基金繰入金	△3,201	深喜人材育成基金繰入金
1 八木稔すこやか基金繰入金	△448	八木稔すこやか基金繰入金
1 佐野幸子基金繰入金	△3,467	佐野幸子基金繰入金

（款） 14 府支出金　　（項） 3 委託金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	644,733	△7,116	637,617

（項）　2　特別会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　水道事業会計繰入金	1,850	3,933	5,783
2　下水道事業特別会計繰入金	25,696	21	25,717
4　介護保険事業特別会計繰入金	0	18,718	18,718
計	29,469	22,672	52,141

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,033,399	千円 △14,800	千円 2,018,599

（款）　20　市債

（項）　1　市債

目	補正前の額	補　正　額	計
2　民生債	2,700	15,000	17,700
4　土木債	142,100	△31,000	111,100
10　災害復旧事業債	301,400	1,200	302,600

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 水道事業会計繰入金	3,933	水道事業会計繰入金
1 下水道事業特別会計繰入金	21	下水道事業特別会計繰入金
1 介護保険事業特別会計繰入金	18,718	介護保険事業特別会計繰入金

節		説明
区分	金額	
1 児童福祉債	15,000	保育所施設整備事業債
1 都市計画債	△36,500	街路整備事業債
2 道路橋りょう債	5,500	交通安全施設整備事業債
3 厚生労働施設災害復旧事業債	1,200	公園墓地災害復旧事業債

（款） 17 繰入金　　（項） 1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	2,033,399	△14,800	2,018,599

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	

（款） 20 市債　　（項） 1 市債

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 269,674	千円 △3,022	千円 266,652

（款）1 議会費

（項）1 議会費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 議会費	269,674	△3,022	266,652				△3,022
計	269,674	△3,022	266,652				△3,022

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,600,443	千円 191,744	千円 2,792,187

（款）2 総務費

（項）1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,200,474	38,900	1,239,374		14,400	3,912	20,588

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
9 旅費 11 需用費 12 役務費	△1,922 △600 △500	3 議会運営事業 △500	12 役務費 △500 通信運搬費
		4 議会調査研究事業 △1,922	9 旅費 △1,922 普通旅費 △430 費用弁償 △1,492
		6 議会だより発行事業 △600	11 需用費 △600 印刷製本費

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
3 職員手当等 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料	40,000 △200 △400 △500	1 人件費 40,000	3 職員手当等 40,000 退職手当
		6 電算処理事業 △400	13 委託料 △400 システム保守委託料
		9 庁内ラン整備事業 △700	12 役務費 △200 通信運搬費
			14 使用料及び賃借料 △500 ウイルス対策ソフトライセンス使用料
		30 市有施設整備事業（資産活用課） 0	

（款） 1 議会費　　（項） 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
9 企画調査費	73,406	△2,449	70,957			△1,909	△540
22 財政調整基金費	220,931	156,882	377,813			4	156,878
24 ふるさと応援基金費	1	2	3			2	
25 公共施設整備基金費	1	3	4			3	
計	2,067,256	193,338	2,260,594		14,400	2,012	176,926

（項）2 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 基幹統計調査費	8,366	△2,328	6,038	△2,328			
計	8,545	△2,328	6,217	△2,328			

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
19 負担金、補助及び交付金	△2,449	2 フカキ夢・ひとづくり事業 △2,449	19 負担金、補助及び交付金 △2,449 フカキ夢・ひとづくり賞奨学資金 △1,000 フカキグローバル人材育成研修助成金 △1,449
25 積立金	156,882	1 財政調整基金積立事業 156,882	25 積立金 156,882 財政調整基金積立金
25 積立金	2	1 ふるさと応援基金積立事業 2	25 積立金 2 ふるさと応援基金積立金
25 積立金	3	1 公共施設整備基金積立事業 3	25 積立金 3 公共施設整備基金積立金

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
1 報酬 3 職員手当等 7 賃金 8 報償費 11 需用費 13 委託料	△1,588 △20 △214 △30 △113 △363	2 工業統計調査事業 △147	1 報酬 △127 指導員報酬 △13 調査員報酬 △114
			3 職員手当等 △20 時間外勤務手当
		4 住宅・土地統計調査事業 △2,118	1 報酬 △1,461 指導員報酬 △619 調査員報酬 △842
			7 賃金 △214 臨時職員賃金
			8 報償費 △30 調査協力謝金
			11 需用費 △50 印刷製本費
			13 委託料 △363 統計調査員委託料
		5 漁業センサス事業 △63	11 需用費 △63 消耗品費

（項） 3 徴税費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 賦課徴収費	76,215	△351	75,864				△351
計	239,965	△351	239,614				△351

（項） 5 選挙費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 大阪府議会議員選挙費	8,367	1,085	9,452	1,085			
計	17,903	1,085	18,988	1,085			

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
13 委託料	△351	4 固定資産税賦課事務事業 △351	13 委託料 △351 市域航空写真撮影委託料

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
1 報酬	84	1 大阪府議会議員選挙事業 1,085	1 報酬 84 投票管理者等報酬 28 投票立会人等報酬 56
3 職員手当等	479		3 職員手当等 479 時間外勤務手当 425 管理職員特別勤務手当 54
4 共済費	40		4 共済費 40 雇用保険料負担金
9 旅費	4		9 旅費 4 費用弁償
12 役務費	258		12 役務費 258 交付機等点検手数料 37 人材派遣料 221
14 使用料及び賃借料	220		14 使用料及び賃借料 220 会場借上料

補　正　前	補　正　額	計
千円 12,550,147	千円 95,125	千円 12,645,272

（款）3 民生費

（項）1 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	284,714	△2,220	282,494	△1,390		△448	△382
3 老人福祉費	1,926,626	△4,028	1,922,598	△3,318			△710
計	4,426,879	△6,248	4,420,631	△4,708		△448	△1,092

（項）2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	1,093,233	93,809	1,187,042	101,989			△8,180
2 児童措置費	1,225,238	△5,185	1,220,053	△4,198			△987

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
12 役務費	△162	13 生活困窮者自立支援事業 △1,772	19 負担金、補助及び交付金 728 ホームレス自立支援事業負担金
14 使用料及び賃借料	△286		
19 負担金、補助及び交付金	728		20 扶助費 △2,500 住居確保給付金
20 扶助費	△2,500	15 心の生きがい促進事業 △448	12 役務費 △162 チケット発行手数料
			14 使用料及び賃借料 △286 機器借上料 △134 会場借上料 △152
19 負担金、補助及び交付金	△258	1 介護保険事業特別会計繰出金事業 654	28 繰出金 654 介護保険事業特別会計への繰出
28 繰出金	△3,770	20 後期高齢者医療事業 △258	19 負担金、補助及び交付金 △258 後期高齢者医療広域連合負担金
		21 後期高齢者医療特別会計繰出金事業 △4,424	28 繰出金 △4,424 後期高齢者医療特別会計への繰出

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
19 負担金、補助及び交付金	△1,160	15 障がい児通所支援施設処遇改善事業 △400	19 負担金、補助及び交付金 △400 児童発達支援センター処遇改善補助金
20 扶助費	94,969	16 他市特定教育・保育施設施設型給付事業 24,571	20 扶助費 24,571 施設型給付費
		17 特定教育・保育施設施設型給付事業 70,398	20 扶助費 70,398 施設型給付費
		20 こどもの居場所づくり事業 △760	19 負担金、補助及び交付金 △760 こどもの居場所づくり事業費補助金
20 扶助費	△5,185	1 児童手当支給事業 △5,185	20 扶助費 △5,185

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 母子福祉費	434,416	△21,719	412,697	△7,240			△14,479
4 保育所費	674,253	△18,000	656,253		600	9,978	△28,578
5 ひとり親家庭医療助成費	61,277	2,388	63,665	1,194			1,194
8 認定こども園費	242,218	△2,900	239,318				△2,900
計	4,017,399	48,393	4,065,792	91,745	600	9,978	△53,930

（項）3 生活保護費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	156,906	△11,000	145,906				△11,000
計	3,209,807	△11,000	3,198,807				△11,000

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
			児童手当
20 扶助費	△21,719	2 児童扶養手当支給事業 △21,719	20 扶助費 △21,719 児童扶養手当
1 報酬 △2,000 2 給料 △13,000 3 職員手当等 △3,000		1 人件費 △16,000	2 給料 △13,000 一般職給
			3 職員手当等 △3,000 期末勤勉手当
		3 保育士等配置事業 △2,000	1 報酬 △2,000 嘱託報酬
		6 保育所耐震化事業 0	
20 扶助費	2,388	1 ひとり親家庭医療助成事業 2,388	20 扶助費 2,388 医療費
1 報酬 △5,500 11 需用費 2,600		2 認定こども園維持管理事業 2,600	11 需用費 2,600 光熱水費
		4 保育教諭等配置事業 △5,500	1 報酬 △5,500 嘱託報酬

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
2 給料 △8,000 3 職員手当等 △3,000		1 人件費 △11,000	2 給料 △8,000 一般職給
			3 職員手当等 △3,000 期末勤勉手当

（項） 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険事業費	881,575	63,980	945,555	65,988			△2,008
計	881,575	63,980	945,555	65,988			△2,008

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,760,609	千円 △48,836	千円 2,711,773

（款） 4 衛生費

（項） 1 保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	129,047	△3,000	126,047				△3,000
2 予防費	192,086	8,099	200,185				8,099
計	555,511	5,099	560,610				5,099

（項） 2 清掃費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	443,607	△53,936	389,671				△53,936
4 地域環境基金費	50,202	1	50,203			1	
計	1,240,263	△53,935	1,186,328			1	△53,936

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
28 繰出金	63,980	1 国民健康保険事業特別会計繰出金事業 63,980	28 繰出金 63,980 国民健康保険事業特別会計への繰出

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
2 給料	△3,000	1 人件費 △3,000	2 給料 △3,000 一般職給
13 委託料	8,099	3 予防接種事業（子育て応援課） 8,099	13 委託料 8,099 予防接種委託料

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
19 負担金、補助及び交付金	△53,936	2 泉北環境整備施設組合負担金事業（清掃） △53,936	19 負担金、補助及び交付金 △53,936 泉北環境整備施設組合負担金
25 積立金	1	1 地域環境基金積立事業 1	25 積立金 1 地域環境基金積立金

補　正　前	補　正　額	計
千円 93,559	千円 △7,000	千円 86,559

（款）6 商工費

（項）1 商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	50,169	△7,000	43,169				△7,000
計	93,559	△7,000	86,559				△7,000

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,671,109	千円 △150,053	千円 2,521,056

（款）7 土木費

（項）2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	98,832	△544	98,288	△402			△142
5 交通安全対策費	87,755	△6,671	81,084	△12,345	5,500		174
6 道路新設改良費	44,000	△3,825	40,175	△8,500			4,675
計	418,450	△11,040	407,410	△21,247	5,500		4,707

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
2 給料 3 職員手当等	△5,000 △2,000	1 人件費 △7,000	2 給料 △5,000 一般職給
			3 職員手当等 △2,000 期末勤勉手当

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
9 旅費 13 委託料	△236 △308	5 地籍調査整備事業 △544	9 旅費 △236 費用弁償
			13 委託料 △308 地籍調査事業業務委託料
13 委託料 14 使用料及び賃借料	△1,328 △416	2 交通安全教育・啓発事業 △416	14 使用料及び賃借料 △416 バス借上料
15 工事請負費	△4,927	4 自転車ネットワーク整備事業 △6,255	13 委託料 △1,328 工事設計委託料
			15 工事請負費 △4,927 道路改良工事費
15 工事請負費	△3,825	1 道路改良事業 △3,825	15 工事請負費 △3,825 舗装工事費

（款） 6 商工費　　（項） 1 商工費

（項） 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	181,265	△14,137	167,128			42	△14,179
3 街路事業費	196,722	△120,576	76,146	△77,887	△36,500		△6,189
4 公園管理費	105,008	△2,129	102,879				△2,129
5 緑化推進費	73,419	△2,000	71,419				△2,000
計	556,665	△138,842	417,823	△77,887	△36,500	42	△24,497

（項） 5 下水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 都市下水路費	1,886	△173	1,713				△173
計	1,566,746	△173	1,566,573				△173

（項） 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 泉大津市営住宅整備基金費	2	2	4			2	
計	35,921	2	35,923			2	

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
2 給料 3 職員手当等 13 委託料	△8,000 △2,000 △4,137	1 人件費 △10,000	2 給料 △8,000 一般職給
			3 職員手当等 △2,000 期末勤勉手当
		8 市民会館跡地等整備事業 △4,137	13 委託料 △4,137 都市計画変更業務委託料
17 公有財産購入費 22 補償、補填及び賠償金	△20,757 △99,819	1 泉大津駅西地区周辺整備事業 △120,576	17 公有財産購入費 △20,757 用地購入費
			22 補償、補填及び賠償金 △99,819 補償費
13 委託料 14 使用料及び賃借料	△1,957 △172	1 公園維持管理事業 △172	14 使用料及び賃借料 △172 衛生器具借上料
		3 プール維持管理事業 △1,957	13 委託料 △1,957 警備業務委託料 △357 プール管理業務委託料 △1,600
13 委託料	△2,000	2 みどり維持管理事業 △2,000	13 委託料 △2,000 薬剤散布委託料

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
19 負担金、補助及び交付金	△173	1 泉北環境整備施設組合負担金事業（都市下水路） △173	19 負担金、補助及び交付金 △173 泉北環境整備施設組合負担金

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
25 積立金	2	1 泉大津市営住宅整備基金積立事業 2	25 積立金 2 泉大津市営住宅整備基金積立金

補　正　前	補　正　額	計
千円 759,320	千円 456	千円 759,776

（款）8 消防費

（項）1 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 非常備消防費	24,909	456	25,365	150			306
計	759,320	456	759,776	150			306

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,812,882	千円 △26,060	千円 1,786,822

（款）9 教育費

（項）1 教育総務費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 事務局費	318,207	1,120	319,327				1,120
4 教育指導費	63,363	△3,908	59,455			△1,292	△2,616
5 支援教育費	83,414	△6,510	76,904				△6,510

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
18 備品購入費	456	1 消防団事業 456	18 備品購入費 456 団用器具費

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
3 職員手当等 13 委託料	2,000 △880	1 人件費 2,000	3 職員手当等 2,000 時間外勤務手当
		2 事務局運営事業（教育政策課） △880	13 委託料 △880 教育みらい構想策定業務委託料
9 旅費 11 需用費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 19 負担金、補助及び交付金	△1,292 △1,000 △991 △125 △500	3 中学校教育振興事業 △1,125	11 需用費 △1,000 消耗品費
			14 使用料及び賃借料 △125 会場借上料
		14 おづみんプロジェクト事業 △500	19 負担金、補助及び交付金 △500 英語検定受験料補助金
		15 子ども支援プロジェクト事業 △991	13 委託料 △991 不登校対策支援事業委託料
		17 中学生国際交流事業 △1,292	9 旅費 △1,292 普通旅費
7 賃金	△6,510	2 介助員配置事業 △6,510	7 賃金 △6,510 臨時職員賃金

（款） 8 消防費　　（項） 1 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	504,194	△9,298	494,896			△1,292	△8,006

（項）2 小学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	378,633	△6,098	372,535			△3,467	△2,631
2 教育振興費	59,716	△1,635	58,081				△1,635
計	449,854	△7,733	442,121			△3,467	△4,266

（項）3 中学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	114,845	△1,523	113,322				△1,523
2 教育振興費	24,384	△3,793	20,591				△3,793
計	139,229	△5,316	133,913				△5,316

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
11 需用費 13 委託料 18 備品購入費	△2,000 △631 △3,467	3 小学校維持管理事業 △2,631	11 需用費 △2,000 光熱水費
			13 委託料 △631 警備業務委託料 △260 防火設備定期検査委託料 △371
		6 小学校教材整備事業 △3,467	18 備品購入費 △3,467 校用器具費
19 負担金、補助及び交付金	△1,635	2 小学校就学援助事業 △1,635	19 負担金、補助及び交付金 △1,635 就学援助費

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
11 需用費 13 委託料	△1,000 △523	2 中学校維持管理事業 △1,523	11 需用費 △1,000 光熱水費
			13 委託料 △523 警備業務委託料 △116 エレベーター保守点検委託料 △197 防火設備定期検査委託料 △210
19 負担金、補助及び交付金	△3,793	2 中学校就学援助事業 △3,343	19 負担金、補助及び交付金 △3,343 就学援助費
		3 中学校教育振興事業 （指導課） △450	19 負担金、補助及び交付金 △450 中学校競技大会出場助成金

（項） 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 幼稚園費	280,370	5,000	285,370			△5,300	10,300
計	280,370	5,000	285,370			△5,300	10,300

（項） 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 文化財保護費	37,181	1,397	38,578	1,117			280
10 留守家庭児童会費	108,279	△6,700	101,579	△4,466			△2,234
13 学習館費	11,582	△520	11,062				△520
計	332,014	△5,823	326,191	△3,349			△2,474

（項） 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	43,701	△1,414	42,287				△1,414
2 体育振興費	27,707	△176	27,531				△176
3 体育館費	33,920	△1,300	32,620				△1,300

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
3 職員手当等	5,000	2 人件費（幼稚園教諭） 5,000	3 職員手当等 5,000 退職手当

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
13 委託料 17 公有財産購入費	△2,041 3,438	1 文化財保存事業 1,397	13 委託料 △2,041 不動産鑑定委託料 △349 用地測量委託料 △1,692 17 公有財産購入費 3,438 用地購入費
1 報酬 7 賃金	△2,300 △4,400	2 留守家庭児童会指導員配置事業 △6,700	1 報酬 △2,300 嘱託報酬 7 賃金 △4,400 臨時職員賃金
8 報償費	△520	1 学習館運営事業 △520	8 報償費 △520 講師謝礼 △120 有償ボランティア謝礼 △400

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
12 役務費 13 委託料 20 扶助費	△190 △504 △720	1 児童等健康管理事業（教育政策課） △1,414	12 役務費 △190 就学時健康診断等手数料 13 委託料 △504 児童・生徒健康診断等委託料 20 扶助費 △720 医療費扶助費
13 委託料	△176	1 体育振興事業 △176	13 委託料 △176 スポーツ教室事業委託料
11 需用費	△1,300	2 体育館維持管理事業 △1,300	11 需用費 △1,300 光熱水費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
計	105,328	△2,890	102,438				△2,890

補　正　前	補　正　額	計
千円 753,250	千円 1,275	千円 754,525

(款) 11 諸支出金

(項) 2 上水道事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 上水道事業費	10,159	1,275	11,434				1,275
計	10,159	1,275	11,434				1,275

補　正　前	補　正　額	計
千円 420,950	千円 1,266	千円 422,216

(款) 13 災害復旧費

(項) 3 厚生労働施設災害復旧費

目	補正前の額	補　正　額	計	本　年　度　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
3 衛生施設災害復旧費	8,869	1,266	10,135		1,200		66
計	30,873	1,266	32,139		1,200		66

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
28 繰出金	1,275	1 水道事業会計繰出金 事業 1,275	28 繰出金 1,275 水道事業会計への繰出

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
15 工事請負費	1,266	2 公園墓地災害復旧事業 1,266	15 工事請負費 1,266 補修工事費

給　与　費　明　細　書

1 特 別 職

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	合計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議員	16	106,683		46,940			153,623	40,561	194,184	
	その他の特別職	724	437,110					437,110	68,435	505,545	
	計	743	543,793	23,898	57,737	1,714	3,191	630,333	115,935	746,268	
補正前	長等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議員	16	106,683		46,940			153,623	40,561	194,184	
	その他の特別職	759	448,414					448,414	68,435	516,849	
	計	778	555,097	23,898	57,737	1,714	3,191	641,637	115,935	757,572	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	△ 35	△ 11,304					△ 11,304		△ 11,304	
	計	△ 35	△ 11,304					△ 11,304		△ 11,304	

2 一 般 職

(1) 総　括

区　分	職員数	給　与　費			共 済 費	合　計	備　考
	(人)	給料(千円)	職員手当(千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	
補正後	(32) 445	1,582,292	1,284,177	2,866,469	559,956	3,426,425	
補正前	(32) 445	1,619,292	1,246,718	2,866,010	559,956	3,425,966	
比　較		△ 37,000	37,459	459		459	

(　)内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職員手当の内訳	区　分	扶　養 (千円)	地　域 (千円)	期末勤勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通　勤 (千円)	住　居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特殊勤務 (千円)
	補　正　後	49,144	104,279	645,828	57,597	40,493	25,799	99,902	11,416
	補　正　前	49,144	104,279	655,828	57,597	40,493	25,799	97,497	11,416
	比　較			△ 10,000				2,405	
	区　分	退　職 (千円)	夜間勤務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単身赴任 (千円)	休日勤務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合　計 (千円)	
	補　正　後	224,274	4,530			19,745	1,170	1,284,177	
	補　正　前	179,274	4,530			19,745	1,116	1,246,718	
	比　較	45,000					54	37,459	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給料	△ 37,000	その他の増減分	△ 37,000	異動等に伴う減	
職員手当	37,459	その他の増減分	37,459	退職者の増等に伴う増	

地方債の当該年度中における増減見込額及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区　分	前年度末現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普通債	13,494,956	406,200	△ 16,000	390,200	1,460,458		1,460,458	12,440,698	12,424,698
(1) 総務債	947,454	4,500		4,500	257,037		257,037	694,917	694,917
(2) 民生債	526,589	2,700	15,000	17,700	12,594		12,594	516,695	531,695
(3) 衛生債	481,320				51,266		51,266	430,054	430,054
(4) 農林水産業債	4,400	3,900		3,900				8,300	8,300
(5) 土木債	5,769,542	269,000	△ 31,000	238,000	822,223		822,223	5,216,319	5,185,319
(6) 公営住宅債	738,390	3,000		3,000	8,961		8,961	732,429	732,429
(7) 消防債	978,061	10,800		10,800	45,190		45,190	943,671	943,671
(8) 教育債	4,049,200	112,300		112,300	263,187		263,187	3,898,313	3,898,313
2. 災害復旧債		301,400	1,200	302,600				301,400	302,600
(1) 総務債		3,300		3,300				3,300	3,300
(2) 民生債		21,800		21,800				21,800	21,800
(3) 衛生債		8,600	1,200	9,800				8,600	9,800
(4) 土木債		175,100		175,100				175,100	175,100
(5) 公営住宅債		4,400		4,400				4,400	4,400
(6) 消防債		3,900		3,900				3,900	3,900
(7) 教育債		84,300		84,300				84,300	84,300
3. その他債	14,597,142	1,325,799		1,325,799	1,151,333		1,151,333	14,771,608	14,771,608
(1) 減税補てん債	330,906				76,537		76,537	254,369	254,369
(2) 臨時財政対策債	14,121,078	1,325,799		1,325,799	1,065,087		1,065,087	14,381,790	14,381,790
(3) 減収補てん債	145,158				9,709		9,709	135,449	135,449
合　計	28,092,098	2,033,399	△ 14,800	2,018,599	2,611,791		2,611,791	27,513,706	27,498,906

平成30年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算

（補正第２号）

議案第１１号

平成３０年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成３０年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２４，００５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，５８６，２６０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 繰入金		881,575	77,834	959,409
	1 他会計繰入金	881,575	63,980	945,555
	2 基金繰入金	0	13,854	13,854
5 諸収入		130,819	△101,839	28,980
	4 雑入	130,458	△101,839	28,619
歳　　入　　合　　計		8,610,265	△24,005	8,586,260

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		175,365	△24,005	151,360
	1　総務管理費	142,035	△24,005	118,030
歳　　出　　合　　計		8,610,265	△24,005	8,586,260

平成30年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

（補正第２号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
4 繰入金	８８１，５７５
5 諸収入	１３０，８１９
歳　入　合　計	８，６１０，２６５

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
７７，８３４	９５９，４０９
△１０１，８３９	２８，９８０
△２４，００５	８，５８６，２６０

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	175,365	△24,005
歳　　出　　合　　計	8,610,265	△24,005

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
151,360				△24,005
8,586,260				△24,005

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 881,575	千円 77,834	千円 959,409

（款）　4 繰入金

（項）　1 他会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 一般会計繰入金	881,575	63,980	945,555
計	881,575	63,980	945,555

（項）　2 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 財政調整基金繰入金	0	13,854	13,854
計	0	13,854	13,854

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	73,608	保険料軽減分
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	14,377	保険者支援分
3 職員給与費等繰入金	△24,005	職員給与費等繰入金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 財政調整基金繰入金	13,854	財政調整基金繰入金

（款） 4 繰入金　　（項） 1 他会計繰入金

補　正　前	補　正　額	計
千円 130,819	千円 △101,839	千円 28,980

（款） 5 諸収入

（項） 4 雑入

目	補正前の額	補　正　額	計
3 雑入	125,056	△101,839	23,217
計	130,458	△101,839	28,619

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 雑入	△101,839	雑入

（款） 5 諸収入　　（項） 4 雑入

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 175,365	千円 △24,005	千円 151,360

（款）1 総務費

（項）1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	142,035	△24,005	118,030				△24,005
計	142,035	△24,005	118,030				△24,005

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
2 給料	△13,723	1 人件費 △24,005	2 給料 △13,723
3 職員手当等	△6,421		一般職給
4 共済費	△3,861		3 職員手当等 △6,421
			扶養手当 △636
			地域手当 △811
			期末勤勉手当 △5,377
			管理職手当 840
			通勤手当 △113
			住居手当 △324
			4 共済費 △3,861
			共済組合補給金 △3,835
			共済組合事務費負担金 △26

（款） 1 総務費　　（項） 1 総務管理費

給　与　費　明　細　書

一 般 職

(1) 総　括

区　分	職員数	給　与　費			共 済 費	合　計	備　考
	(人)	給料(千円)	職員手当(千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	
補正後	12	39,549	27,782	67,331	14,078	81,409	
補正前	15	53,272	34,203	87,475	17,939	105,414	
比　較	△ 3	△ 13,723	△ 6,421	△ 20,144	△ 3,861	△ 24,005	

(　)内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職員手当の内訳	区　分	扶　養 (千円)	地　域 (千円)	期末勤勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通　勤 (千円)	住　居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特殊勤務 (千円)
	補　正　後	678	2,528	16,527	1,896	549	972	4,440	192
	補　正　前	1,314	3,339	21,904	1,056	662	1,296	4,440	192
	比　較	△ 636	△ 811	△ 5,377	840	△ 113	△ 324		

区　分	退　職 (千円)	夜間勤務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単身赴任 (千円)	休日勤務 (千円)	管理職員特別勤務 (千円)	合　計 (千円)
補　正　後							27,782
補　正　前							34,203
比　較							△ 6,421

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給料	△ 13,723	その他の増減分	△ 13,723	異動等による減	
職員手当	△ 6,421	その他の増減分	△ 6,421	異動等による減	

平成30年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

（補正第３号）

議案第１２号

平成３０年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

平成３０年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９，３７２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４４３，６８８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 繰入金		869,695	19,372	889,067
	1 一般会計繰入金	807,071	654	807,725
	2 基金繰入金	62,624	18,718	81,342
歳　　入　　合　　計		5,424,316	19,372	5,443,688

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		149,329	654	149,983
	1　総務管理費	78,408	654	79,062
6　諸支出金		64,026	18,718	82,744
	2　繰出金	0	18,718	18,718
歳　　出　　合　　計		5,424,316	19,372	5,443,688

平成30年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

（補正第３号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
6 繰入金	８６９，６９５
歳　入　合　計	５，４２４，３１６

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
１９，３７２	８８９，０６７
１９，３７２	５，４４３，６８８

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	149,329	654
6 諸支出金	64,026	18,718
歳　　出　　合　　計	5,424,316	19,372

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
149,983				654
82,744				18,718
5,443,688				19,372

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 869,695	千円 19,372	千円 889,067

（款）　6　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
2　その他一般会計繰入金	148,148	654	148,802
計	807,071	654	807,725

（項）　2　基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　介護給付費準備基金繰入金	62,624	18,718	81,342
計	62,624	18,718	81,342

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	654	職員給与費繰入金

節		説明
区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	18,718	介護給付費準備基金繰入金

（款） 6 繰入金　　（項） 1 一般会計繰入金

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 149,329	千円 654	千円 149,983

（款）1 総務費

（項）1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	78,408	654	79,062				654
計	78,408	654	79,062				654

補　正　前	補　正　額	計
千円 64,026	千円 18,718	千円 82,744

（款）6 諸支出金

（項）2 繰出金

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	0	18,718	18,718				18,718
計	0	18,718	18,718				18,718

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
3 職員手当等	654	1 人件費 654	3 職員手当等 654 時間外勤務手当

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
28 繰出金	18,718	1 一般会計繰出金事業 18,718	28 繰出金 18,718 繰出金

（款） 1 総務費　　（項） 1 総務管理費

給 与 費 明 細 書

一　般　職

(1) 総　括

区　分	職員数	給与費			共済費	合　計	備　考
	(人)	給料(千円)	職員手当(千円)	計（千円）	(千円)	(千円)	
補正後	8	29,797	21,476	51,273	10,845	62,118	
補正前	8	29,797	20,822	50,619	10,845	61,464	
比　較			654	654		654	

職員手当の内訳

区　分	扶　養 (千円)	地　域 (千円)	期末勤勉 (千円)	管理職 (千円)	通　勤 (千円)	住　居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特殊勤務 (千円)
補正後	1,152	1,918	12,615	1,008	429	648	3,654	52
補正前	1,152	1,918	12,615	1,008	429	648	3,000	52
比　較							654	

区　分	管理職員特別勤務 (千円)	合　計 (千円)
補正後		21,476
補正前		20,822
比　較		654

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳　（千円）		説　明	備　考
給　料		その他の増減分		異動等による増	
職員手当	654	その他の増減分	654	異動等による増	

平成30年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

（補正第２号）

議案第１３号

平成３０年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

平成３０年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 繰入金		227,336	△4,424	222,912
	1 一般会計繰入金	227,336	△4,424	222,912
3 繰越金		1,924	4,424	6,348
	1 繰越金	1,924	4,424	6,348
歳　　入　　合　　計		862,302	0	862,302

平成30年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

（補正第２号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
2 繰入金	２２７，３３６
3 繰越金	１，９２４
歳　入　合　計	８６２，３０２

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
△４，４２４	２２２，９１２
４，４２４	６，３４８
０	８６２，３０２

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 227,336	千円 △4,424	千円 222,912

（款）　2　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　一般会計繰入金	227,336	△4,424	222,912
計	227,336	△4,424	222,912

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,924	千円 4,424	千円 6,348

（款）　3　繰越金

（項）　1　繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　繰越金	1,924	4,424	6,348
計	1,924	4,424	6,348

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
3 保険基盤安定繰入金	△4,424	保険基盤安定繰入金

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	4,424	前年度繰越金

（款） 2 繰入金　　（項） 1 一般会計繰入金

平成30年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

（補正第３号）

議案第１４号

平成３０年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

平成３０年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１７，０６３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，３７１，０１３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　国庫支出金		324,050	△7,500	316,550
	1　国庫補助金	324,050	△7,500	316,550
5　繰入金		1,498,055	△6,763	1,491,292
	2　基金繰入金	38,055	△6,763	31,292
7　市債		1,296,000	△2,800	1,293,200
	1　市債	1,296,000	△2,800	1,293,200
歳　　入　　合　　計		4,388,076	△17,063	4,371,013

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		213,128	△1,824	211,304
	1　総務管理費	213,128	△1,824	211,304
2　事業費		858,209	△15,863	842,346
	1　下水道事業費	858,209	△15,863	842,346
3　維持管理費		569,223	624	569,847
	1　下水道管理費	569,223	624	569,847
歳　　出　　合　　計		4,388,076	△17,063	4,371,013

第２表　繰 越 明 許 費

款	項	事　業　名	金　額
２ 事 業 費	１ 下水道事業費	管 渠 事 業	千円 10,283
		ポンプ場更新事業	千円 137,920

第３表　　地　方　債　補　正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
		千円							
下水道事業費	補正前	1,296,000	普通貸借又は証券発行	8.0%以内	政府資金又は銀行その他資金	40年以内	5年以内	半年賦及び年賦元利均等又は半年賦元金均等償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	1,293,200	同上	同上	同上	同上	同上		
（補正額）		△ 2,800							
補正前の額		1,296,000							
合計		1,293,200							

平成30年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算に関する説明書

（補正第３号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
3 国庫支出金	３２４，０５０
5 繰入金	１，４９８，０５５
7 市債	１，２９６，０００
歳　入　合　計	４，３８８，０７６

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
△7，５００	３１６，５５０
△6，７６３	１，４９１，２９２
△2，８００	１，２９３，２００
△１７，０６３	４，３７１，０１３

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	213,128	△1,824
2 事業費	858,209	△15,863
3 維持管理費	569,223	624
歳　　出　　合　　計	4,388,076	△17,063

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
211,304				△1,824
842,346	△7,500	△2,800		△5,563
569,847				624
4,371,013	△7,500	△2,800		△6,763

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 324,050	千円 △7,500	千円 316,550

（款）　3　国庫支出金

（項）　1　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　下水道事業費国庫補助金	324,050	△7,500	316,550
計	324,050	△7,500	316,550

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,498,055	千円 △6,763	千円 1,491,292

（款）　5　繰入金

（項）　2　基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1　下水道基金繰入金	38,055	△6,763	31,292
計	38,055	△6,763	31,292

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,296,000	千円 △2,800	千円 1,293,200

（款）　7　市債

（項）　1　市債

目	補正前の額	補　正　額	計
1　下水道債	1,296,000	△2,800	1,293,200

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 ポンプ場事業費補助金	△7,500	防災・安全社会資本整備総合交付金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 下水道基金繰入金	△6,763	下水道基金繰入金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 下水道債	△2,800	下水道事業債

（款） 3 国庫支出金　　（項） 1 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	1,296,000	△2,800	1,293,200

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	

（款） 7 市債　　（項） 1 市債

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 213,128	千円 △1,824	千円 211,304

（款）1 総務費

（項）1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	192,578	△1,014	191,564				△1,014
2 水洗便所普及費	20,550	△810	19,740				△810
計	213,128	△1,824	211,304				△1,824

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△808 △222 16	1 人件費　△1,014	2 給料　△808 一般職給 3 職員手当等　△222 地域手当　△48 期末勤勉手当　△204 管理職員特別勤務手当　30 4 共済費　16 共済組合事務費負担金　1 公務災害補償基金負担金　15
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△788 △23 1	1 人件費　△810	2 給料　△788 一般職給 3 職員手当等　△23 地域手当　△22 期末勤勉手当　△270 管理職手当　420 通勤手当　149 住居手当　△324 管理職員特別勤務手当　24 4 共済費　1 共済組合事務費負担金

（款） 1 総務費　　（項） 1 総務管理費

補　正　前	補　正　額	計
千円 858,209	千円 △15,863	千円 842,346

（款）2 事業費

（項）1 下水道事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 管渠事業費	319,415	△1,499	317,916				△1,499
2 ポンプ場事業費	516,355	△18,450	497,905	△7,500	△6,900		△4,050
3 流域下水道建設負担金	22,439	4,086	26,525		4,100		△14
計	858,209	△15,863	842,346	△7,500	△2,800		△5,563

補　正　前	補　正　額	計
千円 569,223	千円 624	千円 569,847

（款）3 維持管理費

（項）1 下水道管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 管渠管理費	61,413	2,572	63,985				2,572

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
13 委託料	△1,499	2 管渠事業 △1,499	13 委託料 △1,499 実施設計委託料 △1,869 下水道台帳整備委託料 370
13 委託料	△18,450	2 ポンプ場更新事業 △18,450	13 委託料 △18,450 実施設計委託料 △4,620 事業委託料 △13,830
19 負担金、補助及び交付金	4,086	1 流域下水道施設建設事業 4,086	19 負担金、補助及び交付金 4,086 南大阪湾岸北部流域下水道事業建設負担金

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
2 給料	895	1 人件費 2,572	2 給料 895 一般職給
3 職員手当等	1,252		3 職員手当等 1,252 扶養手当 162 地域手当 89 期末勤勉手当 514 管理職手当 420 通勤手当 34 管理職員特別勤務手当 33
4 共済費	425		4 共済費 425 共済組合補給金

（款） 2 事業費　　（項） 1 下水道事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 ポンプ場管理費	149,008	△1,948	147,060				△1,948
計	569,223	624	569,847				624

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
2 給料	△1,353	1 人件費 △1,948	2 給料 △1,353
			一般職給
3 職員手当等	△596		3 職員手当等 △596
			地域手当 △81
			期末勤勉手当 △794
			通勤手当 273
			管理職員特別勤務手当 6
4 共済費	1		4 共済費 1
			共済組合事務費負担金

（款） 3 維持管理費　　（項） 1 下水道管理費

給　与　費　明　細　書

一　般　職

(1)　総　括

区　分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合　計 (千円)	備　考
		給料(千円)	職員手当(千円)	計（千円）			
補正後	(1) 8	32,906	21,576	54,482	11,743	66,225	
補正前	(1) 8	34,960	21,165	56,125	11,300	67,425	
比　較	(0) 0	△ 2,054	411	△ 1,643	443	△ 1,200	

(　)内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職員手当の内訳	区　分	扶　養 (千円)	地　域 (千円)	期末勤勉 (千円)	管理職 (千円)	通　勤 (千円)
	補正後	996	2,151	13,639	1,896	1,028
	補正前	834	2,213	14,393	1,056	572
	比　較	162	△ 62	△ 754	840	456
	区　分	住　居 (千円)	時間外勤務 (千円)	休日勤務 (千円)	管理職員特別勤務 (千円)	合　計 (千円)
	補正後	648	1,095	0	123	21,576
	補正前	972	1,095	0	30	21,165
	比　較	△ 324	0	0	93	411

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　明	備　考
給　料	△ 2,054	その他の増減分	△ 2,054	異動等による減	
職員手当	411	その他の増減分	411	異動等による増	

地方債の当該年度中における増減見込額及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位:千円）

区分	前年度末現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
下水道事業債	24,029,182	1,296,000	△ 2,800	1,293,200	2,233,456	0	2,233,456	23,091,726	23,088,926

平成30年度泉大津市水道事業会計補正予算

（補正第１号）

議案第１５号

平成３０年度泉大津市水道事業会計補正予算

第１条　平成３０年度泉大津市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　平成３０年度泉大津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収　　入			
第１款　水道事業収益	1,913,533千円	△20,000千円	1,893,533千円
第１項　営業収益	1,709,688千円	△20,000千円	1,689,688千円
支　　出			
第１款　水道事業費用	1,636,157千円	△22,000千円	1,614,157千円
第１項　営業費用	1,532,579千円	△22,000千円	1,510,579千円

第３条　予算第４条本文中「４１６，２０７千円」を「３０３，１０７千円」に、「２９，１８８千円」を「２０，７８０千円」に、「３８７，０１９千円」を「２８２，３２７千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収　　入			
第１款　資本的収入	188,099千円	△6,900千円	181,199千円
第１項　企業債	91,000千円	△6,900千円	84,100千円
支　　出			
第１款　資本的支出	604,306千円	△120,000千円	484,306千円
第１項　建設改良費	439,689千円	△120,000千円	319,689千円

第４条　予算第５条の表限度額の項中「９１，０００千円」を「８４，１００千円」に改める。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

平成３０年度泉大津市水道

収益的収入

収

款	項	目
1 水道事業収益		
	1 営業収益	
		2 受託工事収益

支

款	項	目
1 水道事業費用		
	1 営業費用	
		3 受託工事費

事業会計補正予算実施計画

及 び 支 出

入

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
1,913,533	△ 20,000	1,893,533
1,709,688	△ 20,000	1,689,688
28,035	△ 20,000	8,035

出

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
1,636,157	△ 22,000	1,614,157
1,532,579	△ 22,000	1,510,579
24,874	△ 22,000	2,874

資本的収入

収

款	項	目
1 資本的収入		
	1 企業債	
		1 企業債

支

款	項	目
1 資本的支出		
	1 建設改良費	
		8 配水管整備費

及び支出

入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
188,099	△ 6,900	181,199
91,000	△ 6,900	84,100
91,000	△ 6,900	84,100

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
604,306	△ 120,000	484,306
439,689	△ 120,000	319,689
353,009	△ 120,000	233,009

平成30年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

（単位：千円）

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	253,926
減価償却費	433,136
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 3,265
退職給付引当金の増減額（△は減少）	2,536
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 1,217
長期前受金戻入額	△ 133,323
受取利息	△ 8,891
支払利息	65,926
固定資産除却損	13,905
未収金の増減額（△は増加）	△ 47,796
未払金の増減額（△は減少）	44,017
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 1,085
その他流動負債の増減額（△は減少）	7,134
小計	625,003
利息の受取額	8,891
利息の支払額	△ 65,926
業務活動によるキャッシュ・フロー	567,968
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 482,874
国庫補助金等による収入	22,213
一般会計及び他の特別会計からの繰入金による収入	5,314
他会計からの貸付金返済による収入	50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 405,347
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	84,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 164,617
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 80,517
資金増減額（△は減少）	82,104
資金期首残高	2,073,196
資金期末残高	2,155,300

平成30年度泉大津市水道事業会計補正予算に関する説明書

（補正第１号）

収　　益　　的

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1　水道事業収益		1,913,533	△ 20,000	1,893,533
1　営業収益		1,709,688	△ 20,000	1,689,688
	2　受託工事収益	28,035	△ 20,000	8,035

収　　益　　的

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1　水道事業費用		1,636,157	△ 22,000	1,614,157
1　営業費用		1,532,579	△ 22,000	1,510,579
	3　受託工事費	24,874	△ 22,000	2,874

収　　入

各　　目	明　　細	
節	金　額	備　　考
	千円	
1　受　託　工　事　収　益	△　20,000	仮設工事等負担金

支　　出

各　　目	明　　細	
節	金　額	備　　考
	千円	
17　委　　託　　料	△　2,000	設計業務委託料
21　請　負　工　事　費	△　20,000	配水管仮設工事費

（款）　1　水道事業収益　　（項）　1　営業収益

資　本　的

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的収入		188,099	△ 6,900	181,199
1 企業債		91,000	△ 6,900	84,100
	1 企業債	91,000	△ 6,900	84,100

資　本　的

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的支出		604,306	△ 120,000	484,306
1 建設改良費		439,689	△ 120,000	319,689
	8 配水管整備費	353,009	△ 120,000	233,009

収　　入

各　　目　　明　　細		
節	金　額	備　　考
	千円	
1　水　道　企　業　債	△ 6,900	上水道整備事業債

支　　出

各　　目　　明　　細		
節	金　額	備　　考
	千円	
17　委　　託　　料	△ 20,000	設計業務委託料
21　請　負　工　事　費	△ 100,000	配水管布設替工事費

（款）　1　資本的収入　　（項）　1　企業債

平成30年度泉大津市病院事業会計補正予算

（補正第１号）

議案第１６号

平成３０年度泉大津市病院事業会計補正予算

第１条　平成３０年度泉大津市病院事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　平成３０年度泉大津市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
支　　出			
第１款　病院事業費用	5,967,156千円	95,000千円	6,062,156千円
第１項　医業費用	5,738,867千円	95,000千円	5,833,867千円

第３条　予算第８条中「３，１３１，６１９千円」を「３，１６１，６１９千円」に改める。

第４条　予算第１０条中「６４２，２９７千円」を「６８０，０００千円」に改める。

平成３１年２月２６日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

平成30年度泉大津市病院

収　益　的
支

款	項	目
1 病 院 事 業 費 用		
	1 医　業　費　用	
		1 給　与　費
		2 材　料　費

事業会計補正予算実施計画

支　　出

出

既決予定額	補正予定額	計
千円 5,967,156	千円 95,000	千円 6,062,156
5,738,867	95,000	5,833,867
3,149,479	30,000	3,179,479
956,343	65,000	1,021,343

平成30年度　泉大津市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

（単位：千円）

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 265,585
減価償却費	306,563
固定資産除却費	5,000
貸倒引当金の増減額（△は減少）	5,931
退職給付引当金の増減額（△は減少）	73,690
賞与引当金の増減額（△は減少）	17,479
長期前受金戻入額	△ 5,555
支払利息	109,822
未収金の増減額（△は増加）	△ 15,804
未払金の増減額（△は減少）	△ 4,000
たな卸資産の増減額（△は増加）	0
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 1,000
その他（△は増加）	50,118
小計	276,659
利息の支払額	△ 109,822
業務活動によるキャッシュ・フロー合計	166,837
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 59,646
看護師養成費貸付による支出	△ 4,032
投資活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 63,678
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,400,000
一時借入れの返済による支出	△ 1,200,000
企業債の償還による支出	△ 445,371
他会計長期借入金の返還による支出	△ 50,000
他会計からの出資による収入	320,837
リース債務の返済による支出	△ 116,926
財務活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 91,460
資金増加（減少）額	11,699
資金期首残高	75,361
資金期末残高	87,060

給　与　費　明　細　書

総　括

区　分		職員数		給与費					法定福利費	合　計
		特別職（人）	一般職（人）	報　酬（千円）	給　料（千円）	賃　金（千円）	手　当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	損益勘定支弁職員	1	310	381,322	1,140,260	18,423	1,147,652	2,687,657	473,962	3,161,619
	資本勘定支弁職員									
	合　計	1	310	381,322	1,140,260	18,423	1,147,652	2,687,657	473,962	3,161,619
補正前	損益勘定支弁職員	1	310	351,322	1,140,260	18,423	1,147,652	2,657,657	473,962	3,131,619
	資本勘定支弁職員									
	合　計	1	310	351,322	1,140,260	18,423	1,147,652	2,657,657	473,962	3,131,619
比較	損益勘定支弁職員	0	0	30,000	0	0	0	30,000	0	30,000
	資本勘定支弁職員									
	合　計	0	0	30,000	0	0	0	30,000	0	30,000

平成30年度泉大津市病院事業会計補正予算に関する説明書

（補正第１号）

収　益　的

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1　病院事業費用		5,967,156	95,000	6,062,156
1　医業費用		5,738,867	95,000	5,833,867
	1　給与費	3,149,479	30,000	3,179,479
	2　材料費	956,343	65,000	1,021,343

支　　出

各　　目　　明　　細			
節	金 額	備　　考	
	千円		千円
5　報　　酬	30,000		30,000
1　薬　　品　　費	65,000	一括購買薬品費	65,000